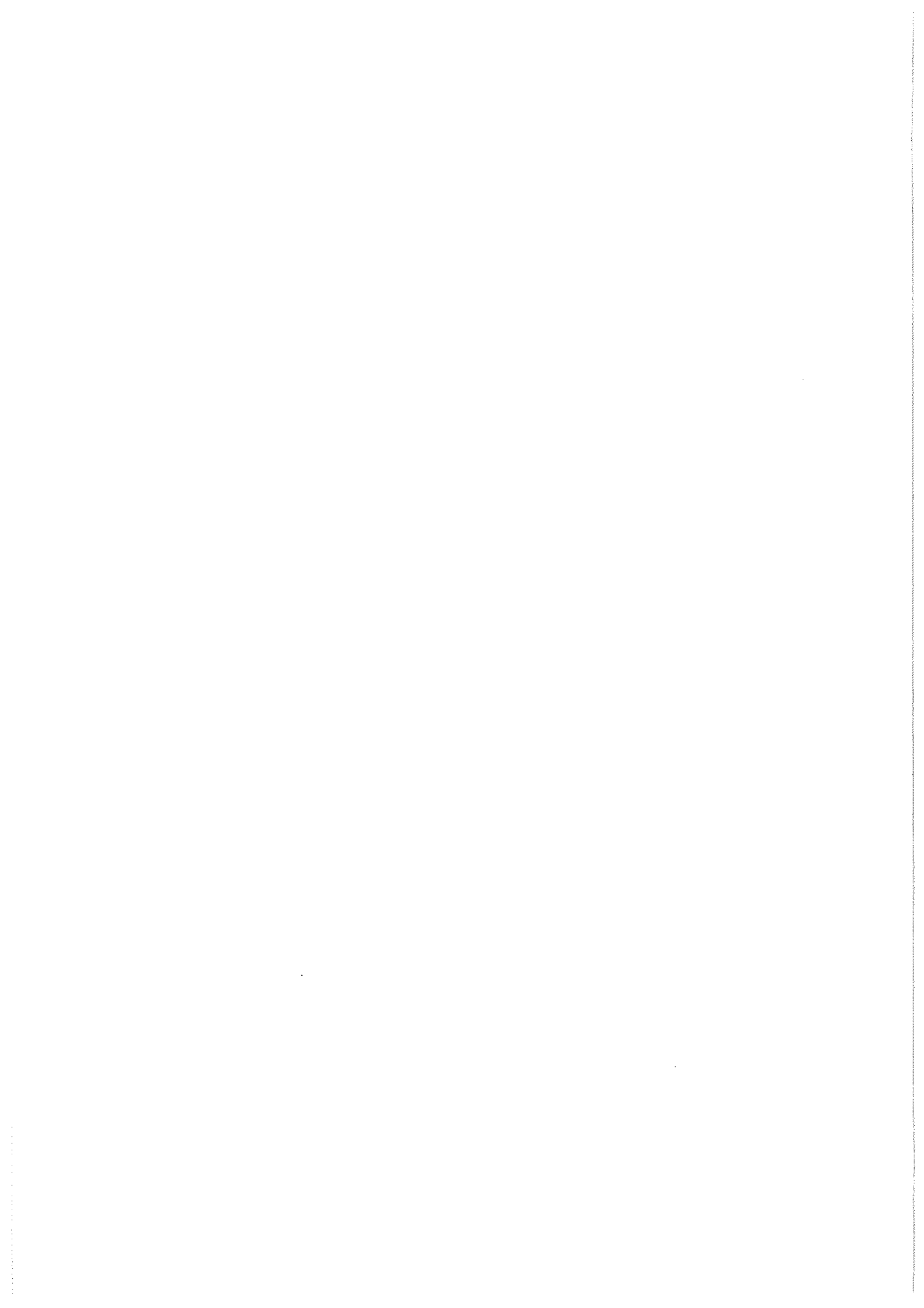


第3章

学校訪問調査による被害状況の把握と検討・考察



学校法人 聖ウルスラ学院（宮城県仙台市）
聖ウルスラ学院英智高等学校
聖ウルスラ学院英智中学校
聖ウルスラ学院英智小学校

伊藤宣子校長から全般について話していただいた。杉山禎彦（理事長補佐）からは生徒支援について、近藤法人事務次長からは建物の被害状況と工事について、補足的に話していただいた。最初の聞き取りということで、多数の調査委員全員が参加し、質問もした。以下はそれらを前後した話や重複などを整理し、まとめたものである。（文責 原）

0. はじめに

今回の震災は、地震・津波・原発事故が複合し、たいへんだった。

昨日前期終業式だったが、そこで津波で家を流された 8 年生（中 2）の生徒の短歌を紹介した。その生徒は、3 月 11 日当日、午前中授業で、午後帰宅した。自宅のこたつの中に潜り込んでいたところ、近所のおばちゃんの知らせで、津波が来ることを知り、逃げることができた。

「津波」

古い家 みんな津波に 流された いろんな思い出 砕けて散った

私はこの歌に感銘を受けた。本人を呼んで確かめたところ、「砕けて散った」の語調は力強いものだった。前向きに進めたいという思いがあった。全壊や半壊にあった子どもたちは 200 日経って、その苦しきから立ち上がろうとしている。

まだまだ子どもたちのストレスは解消していない。一人の子は「集団が怖い」という。自分と同じ体験をしている人は誰もいない、私のことを分かってくれるはずがないと、心を閉じてしまっている。私は「ゆっくりでいいよ。あなたのことを分かってくれる人は確かにいるはずだよ。あなたが集団に入れられないならあなたに合う勉強空間を作りましょう」と、学習支援室を手配した。

学校自体も相当被災したが、当時小中学校の校舎建築の工事現場を持っていたため、他所が「資材がない」「働く人がいない」と言っている中では、割合早く復旧に着手できた。

1. 震災当日

震災当日は小中学校の卒業式の前日に当たり、午前中、式のリハーサルをしていた。また同窓会への入会式もあったので、午前中は子どもたちが大勢いたが、午後は勉強や部活動などで中高の生徒 374 名が校内に残っていた。

地震が起こった時、私は校長室にいた。すぐ職員室に行ったが、教員は 1 人しかいなかった。あらかじめ避難場所として決まっていた「正面広場に逃げろ」と緊急マイクで放送

をいれようと思った。しかし思いがけないことに、地震の震動で防火シャッターが閉まり、「火事です。火事です」の放送が流れ、マイクが切り替わらない。(火事放送が優先するような設定だったようだ。後日、業者に頼んで設定を変えてもらった。)仕方がないので、まだ揺れているさなか飛び出し、途中教室にいた生徒には「正面広場に逃げろ」と言ってみわった。子どもたちはあまりの揺れに立ちすくんでいた。私は、図書室、多目的ホールなど走った道筋にいた生徒に「揺れているから危ないから、頭を守りなさい。揺れが収まったら、すぐ出るように」と指示した。講堂では楽器を抱えて棒立ちになっている生徒もいたが、一喝した。それから体育館に行った。揺れと揺れの間で行動した。

そのうち「体育館が火事です」と火元を特定する放送が流れたので、体育館に向かった。途中であった教職員には「生徒の安全を確保しろ」と指示した。私が着いたとき、ちょうどバドミントンや高校のバスケの練習をしていた生徒が南側の出口から出て行くところだった。その直後に、天井が落下した。腰が抜ける思いであった。授業中でなく、部活動でよかった。結束力もあり、瞬発力もあって、すぐ退避できたので難を逃れることができた。私は、大揺れの中、這いつくばるようにしながら体育館の教官室のダルマストーブの火を止めた。

避難訓練をやっていたよかったのは、生徒が避難場所を学習していたことである。また避難場所での人数確認、校舎内でエレベーターに閉じ込められていないか、逃げられないでいる生徒がいないかなど、教員たちが自然に手分けして行動していた。

マニュアルでは揺れが収まってから避難するということだったが、揺れが長かった(後から聞くと3分だったが、5分ほどに感じた)ので、揺れている間に逃げた。ケースバイケースでの判断だと思った。階によっても揺れ方が違った。

私がすぐに「正面広場に逃げろ」という判断をしたのは、私自身の体験があったからである。子どもの時に塩釜でチリ地震を体験している。宮城県沖地震の時はこの教員だった。放課後テニスコートにいて、平衡感覚を失って部活動の生徒たちがばたばたと倒れ、中には嘔吐する生徒もいた。

その経験があったので、正面広場に避難してきた生徒たちに、まず「座りなさい」と指示した。「こうなったらみな運命共同体だよ」などとおちゃらけて、生徒たちの気分をやわらげようとした。その時の教職員の動きがありがたかった。ラジオを持ってくる者、私が話したいと思うとずっとハンドマイクが出てくる。私はハンドマイクで「また揺れるね」などといいながら、生徒をリラックスさせようと気を遣った。生徒たちものってくれた。そのうち保護者がぼちぼち迎えに来るようになった。

外部からの情報は、電気が止まってしまったので、外部からの情報の入手はラジオが頼りだった。そのうち隣の若林区役所まで津波が押し寄せたとの情報が入った。「このままではだめだ、校舎内上にあげよう」という教員もいたが、それらしい兆候も見られない。いざという時のためにここよりやや高い木下校舎にも職員をやって確認させた。結果は広瀬川と名取川の合流点から引き込む仙台堀(七号堀)のポンプ小屋が異常水位を感知したことからの、誤った情報と分かった。外部の情報もすべて正しいわけではないのだと思った。

帰れない生徒のため、保護者の住所を確認せよとか、指示しているうち夕方になり、雪がちらつきだした。生徒の収容場所としては体育館は天井がおちてダメなので、講堂へと

なった。講堂もガラスが割れたりしていたが、建物自体は大丈夫だった。さらに翌日の式に向けてシートがはってあり、土足でもよいとして、入らせた。

幸いしたのは、小学校の施工業者が工事中だったので、事務次長が采配して、震災当日現場監督がすぐ来て、工事現場から発電機をもって来てくれ、さらに他からも持ってきてくれるなど対応してくれたことだ。工事現場でよく使う投光器やブルーヒーター(業務用石油ストーブ)も持ってきてくれた。投光器は明るすぎて近所からも問い合わせがあった。隣接した公的避難所となっている南小泉中学校は何日も真っ暗になっていたの、そちらに向けて照射してあげ、感謝された。南小泉中学校は避難民が殺到し、畳1枚に2~3人が膝を抱えて夜を明かす状態だった。寒さ対策のため、発電機は夜通し動かした。現場責任者をお願いして、工事現場からディーゼル軽油を持ってきてもらった。緊急時はまだその油があって、それでどうにか間に合わせたが、それもなくなるつつあった。

テニス部が校外の海岸近くで部活動をしていたので、迎えに行くようにと車を出し、こちらに収容した。木下には小学校と幼稚園があり、預かり保育とか学童保育をしていた。状況を確認しに出かけたところ、真っ暗闇の中、子どもたちはスクールバスの中にいた。教職員たちは校庭にテントの中でストーブを焚いていた。子どもたちは「校長先生、お空を見てご覧」という。私は空のことなど思考回路に全くなかった。見上げたら、ものすごくきれいだった。子どもたちは慰めるすべを知っていると感動した。そのうち、三々五々、保護者たちが迎えに来るようになった。

先ほど話した自家発電機のおかげで、周囲が停電で真っ暗な中、本校には光があった。その光を目当てに、南側から避難民が「学校に入っていいか」と言ってきた。「私立学校は公的避難所に認定されていないので、暖房や食糧はないが…それでもよかったら」と断った上で受け入れ、共に一夜を過ごした。避難住民を受け入れたところで、「このままではならぬ」と思い、緊急電話で、県庁に「避難住民も来ているし、生徒たちも帰れないでいる。助けてください!」と事情を話した。翌朝早く総務部の部長か課長だった方が来てくださり、公的支援物資が入るようになった。事務次長は昨年4月からウルスラにきた。それまで長年行政の仕事をやって来て、緊急時の対応については厳しく指導を受けていた。そのことが今回役立った。緊急支援物資については行政に頼るしかない。経験から、1、2回では行政も混乱して対応してくれないことは分かっていたので、何度も日参してお願いした結果、支援物資が届くようになった。

公立であれ、私立であれ、学校は社会の人々に開かれている。避難住民を受け入れられるよう、支援体制を整えられたらいいなと思う。

学校には寮もあったが、当時誰もいなかった。いなくてよかった。いたら死者が出たと思われるほどやられていた。その厨房から寮監や教職員に指示して食糧を運ばせた。水道は途絶していたが、学校ではタンクにあげた水がまだ出た。夜中の3時になって、家庭科室の炊飯器(自家発電が動いていた!)で、住民にも炊き出しをした。

乾パンと水はPTAが購入してくれて緊急用としてあったが、毛布がない。そうしたら、吹奏楽部が楽器をくるんでいた毛布があると言って、運んで寝具とした。翌々日は、寮から寝具を運んだりして、公的支援物資が入ってくるまでやりくりした。

震災当日、夜9時10時になって、帰ることのできない子どもたちを、学校にある車で、分散して送り届けることになった。マイカーで来ていた教員たちにも公用車として使うが

よいかと了解をとって、校長として運転業務を命ずる形を取り、地域ごとに送り届けた。最終的に送り届け終わったのは夜中の2時だった。そういうことでガソリンを使ったので、皆ガソリンがなくなっていた。

携帯を持っている生徒に手を挙げさせ、まず親と連絡を取れと指示した。実は、携帯電話は学校の敷地内では使わせないとしていた。校長自身は携帯を使わせたくない人間である。だが、生徒たちが町は公衆電話がなくなってきた、危機管理と言うことで、ルールを考えてきて、携帯電話を認めてほしいと言ってきた。それで、校内に入るときは電源を切るという約束で、持ってくることはよいこととなっていた。普段の生活でも親と連絡を取らなくてはならない生徒には、事務所前のピロティのところをの携帯が使える場所として唯一公認していた。携帯にもいろいろな機能がついている。これからは生徒には使い方を教えなくてはならない。学年によっては預かり制度にしたが、これは大変だった。

普通の電話は停電で使えなかった。公衆電話は緊急時でも使えた。学校の近くか、校内にあると便利だなと思った。ただ、公衆電話には長蛇の列ができていた。コインの投函口がいっぱいになって、使えなくなった。混乱のさなかで電話会社からは誰も回収に来ないし、最近カードをあまり持っている人もいない。

2. その後の経過

3日後からは、まだ親と連絡が取れない、帰宅できない生徒たちを合宿所に移動させた。東松島から来ている生徒は5日間も肉親と確認が取れなかった。その子の兄も仙台駅で交通がストップして身動きがとれなくなっていたので、学校で引き取った。この子を一人にしてはいけないという配慮からでもある。6日目になって、従兄弟だという人が東京から連絡してきた。親と連絡が取れないので、子どもの通う学校に聞いてみようという電話がかかってきた。

寮生たちも交通機関がストップして帰れなかったのだが、その親たちが食糧や燃料を持って自動車で駆けつけてくれた。本当にありがたかった。その親は自分の子どもは寮に置いていくという。まだ親の安否の分からない子どもがいる中で、自分の子どもだけ連れて行くわけにはいかないという。学校としては「保護者に早く引き取ってほしい」という思いもあったが、その話を聴いて「まあいいか」と思った。ようやく一週間後に皆引き上げた。

余震は続いていたが、人の心の温かさというものを感じた。あるおばあちゃんは蔵王にいる息子に水を汲んで来いと連絡してくれた。ガスコンロを使ってくれと持ってきてくれた人もいた。いろいろな人の情けを受けた。

だんだん事態が収まってくる中で、子どもたちは、「私たちより大変な人がいる」と言って「まだ使っていない毛布を老人ホームに持って行きたい」という。海岸線にあった老人ホームはみなやられて困っているという。そこから子どもたちは困難な中ボランティア活動に取り組みだすようになった。卒業生、同窓生たちも手伝いに駆けつけてくれるようになった。

当時ガソリンが無く、たいへんだった。車が動かなくなった教師たちは、時間をかけて自転車で出勤してくれてくれた。本当に苦勞をかけた。最終的に安否確認ができた時点で、

教員たちには「自宅復旧に専念せよ」と命じた。

安否確認には苦労した。最後まで保護者の安否確認がとれなかった生徒がいた。避難所を全部探したが、いなかった。念のため自宅にもう一回見に行ってくれと教員にお願いして行ってもらったら、なんと家に戻っていた。新興住宅で地域社会の人々と交流がなく、なかなか安否確認が取れなかった。

行方を知らない親御さんがいたと知って、送り届けることになった。契約したスクールバス業者はガソリンがなくてバスが出せないという。電話を替わってもらい、バスの残っていたガソリンを小型車に詰め替えて送るよう掛け合った。東松島の子だったが、内陸を迂回して送り届けてもらった。不安に思っていると思い、「いいか、あなたのお家は被災しているのだけれど、親がいたのだから、まず親に会いなさい。もし生活できない、食べられないというなら、すぐに運転手さんが迎えに行くから、安心して行きなさい」と送り出した。寮生たちも帰れなかった。東京や大宮まで行けばうごいている。これもスクールバス業者に掛け合って送ってもらった。業者も「これが最後のガソリンです」と言いながら送ってくれた。こうして生徒を皆無事送り届けることができた。

石油の入手はエネオスを新規開拓して乗り切った。仙台港の石油コンビナートは壊滅していたので、石油は他県から回してもらったものを手に入れるしかなかったが、エネオスはいち早く対応した。生徒を送り届けなくてはならないのでということで、スタンドにも了解してもらい、スクールバスの他、併せて教職員の車も生徒送迎のための公用車ということで満タンにしてももらった。残っている生徒をどう帰すかが課題だったが、幼稚園の送迎バスを使って中学生高校生も自宅に送り届けることができた。幼小中高という本学院の特徴から、他の私学よりはスムーズにいったのではないかと思っている。校長を中心に教職員が一丸となって乗り切ることができたと思う。

当日から翌日にかけての情報発信はマスコミを活用した。ラジオ放送は流れていたので学校再開などの情報も、直接出向いて流してもらった。学校としては、情報発信の担当事務官をおき、宿泊させて24時間体制を取った。河北新報、各放送局のコーナーなど報道関係が協力してくれた。ただ新聞は配達できないところもあった。ラジオが有効だった。あのときは皆ラジオを聞いていた。その後、電力が復旧した後ではホームページで学校再開などの情報を発信した。今回の訪問調査があるというので、ホームページをあらためて見たらずいぶんいろいろ発信していたのだなと思った。

学校としてホームページで情報発信したり、見えるところに黒板で現状を書き出し、周知した。卒業式、合格者の登校日、入学説明会、終業式、入学式、始業式など3月から4月初めには、学校は盛りだくさんの行事がある。管理職は日直当番制を取り、ここを本部として、分担を決め、状況を見ながらいろいろな行事を組み立てていった。

一週間で避難所は閉鎖することができた。残った食糧の分別など後始末を済ました後、私は被災地の子どもたちを訪ねることにし、避難場所や被災を受けた住宅などを回った。そこで目撃したことは、報道とは全然違っていった。チリ地震で巨大な観光船が街に乗り上げたのを見てきたはずだが、実際の被災地はそんなものではなかった。想定外という言葉は使ってはならないというが、大自然のものすごさをあらためて感じた。しかし一方で、そんな中、泥まみれになりながら、家財を整理している人々から心意気を感じた。逆に「校長先生、がんばって」と励まされた。生徒の家を探していると、地域の住民が声をかけて

くれ、一緒に探してくれた。あらためて絆を感じる。負けてはいられない。「復旧は大人たち、復興に参加するのは子どもたちだ」と思いをあらためて、過ごす日々である。

3. 被害状況と工事

本学院は、中高からなる一本杉キャンパスの本部と、2 km弱にある幼稚園小学校の木下キャンパスからなっている。

9月1日現在、中高で税抜きで8300万円、小学校は350万円、幼稚園は1100万円、総額1億円を超える被害となった。とくに吊り天井が崩落した体育館は5000万円だった。もう吊り天井にはしないことにした。鉄骨組みそのままにしてペンキを塗った。吊り天井落下で床面も破損したが、修理した。当時工事をしていた関係ですぐに業者に復旧を依頼できた。おかげで4ヵ月で体育館は全面復旧した。

激甚災害の適用を受けたので、現状復旧費用の1/2の補助が出ることになった。が、それ以外の工事施工は適用ならずというのが原則だったので心配したが、今回は柔軟に対応していただき、認めてもらえた。8月に文科省と東北財務局の方がみえて、午後1時から5時半頃まで査定があった。そこで申請の結果、5200万円ほどの内示が出た。国の動きは速かったように思う。宮城県庁経由で申請してからから2週間で認めていただいた。ただ実際の予算配当は遅れて、近々来る予定だ。工事の進捗率は現在90%である。外壁のタイルの修復が遅れている。というのは足場を組む資材が不足、高騰し、タイルも不足している。赤外線照射で外壁の復旧箇所を特定し、今月中にタイル工事を終える予定だ。空調設備も、大型エアコンが老朽化していまは手に入らないということで、新しいものを認めてもらった。幼稚園の給水管も震災後さびが出るようになり、全面改修となり、拝観を外付けにして900万円かかった。

中央エントランスは5階までの吹き抜けだが、そこにひどいクラックが入った。生徒や客が出入りするところなので一番最初に修理してもらった。工事費の中で何が高いかというと、人件費も高いが、足場が不足していて高かった。体育館も全面足場を組んだが、足場だけで2000万円かかった。

この校舎は平成17年に新設した。前の校舎は、宮城県沖地震が確実に来るとされていたので、耐用年数が来る前に、補助金を得て耐震補強工事をするか、それとも新たに建設するか、議論があった。新設だと補助金が出ず、財政的にきつくなるが新設を決断した。結果的に見ると、今回の震災で耐震補強工事をしたところは軒並みやられた。補強でなくてよかった。

行政の予算査定も、原状復旧が原則であるが、今回資料をきちんと出せば、基準は緩やかになっている。建設会社から見積もりを取り、設計事務所がきちんと査定した資料を出すことで、通すことができた。ただ震災時の忙しさから建設会社は見積もりをなかなか出してくれないケースもあったようで、わたしのところは早くいった方だと思う。

4. 学校再開にむけて

定期試験は終わっていて、データはペーパーかすでに採点が終わってサーバーの中に残っていた。情報処理関係には置き場所によって若干被害があったが、成績処理関係は大丈

夫だった。

3月にフランス留学の企画があった。震災や原発事故があって行くべきか悩んだが、こういう状況だからこそ行こうと決めた。一人だけ行かなかったが、他は全員行った。生徒保護者は相当の決意があっただろうと察している。帰ってきた生徒の話だと、震災や原発事故のことをよく聞かれたという。(この10月以降も、中学はオーストラリア、高校はフランス・イタリアに行く。参加辞退する保護者や、国内旅行に切り換えろというご意見が出るのではと危惧したが、それはなかった。)

幼小中高と調整しながら時程表をつくった。それには副校長教頭クラスの教員がよく連携してくれた。

まず幼稚園は3月22日を第1回の登校日とした。まず近いところからと思った。子どもたちは保護者から離れられないと思ったので、保護者と一緒に来てもらった。子どもたちにはお母さんと一緒だよと安心させた。

4月1日に終業式を行い、生徒に成績通知表を渡した。一部生徒は来られなかった来られない生徒には安心しなさいという発信を続けた。

「学校開始宣言」を出し、新年度からは予定通り開始することにした。しかし交通機関がストップして、足がない。それで途中の塩釜駅や多賀城駅などの拠点駅までスクールバスを迎えに出すことにした。そこから先の仙石線の松島、石巻方面や七ヶ浜方面などはストップしているが、皆で乗り合わせるなど自力で拠点駅までやってくる、スクールバス代学校負担ということにし、生徒たちからは取らないということで、再開した。

なぜ、交通機関が完全に復旧していないのに、学校再開を決断したかということ、学校閉鎖中、子どもたちはどんな生活をしているのかと考えていた。閉校中も子どもたちが何人かずつ学校に来ていた。やるせなかった。早く学校に呼んでやりたかった。子どもたちは家にいても気持ちが晴れない。学校を再開して顔を合わせることが子どもたちを元気にさせることになると思った。学校を開いたら子どもたちは大喜びだった。やはり子どもたちにとっては学校はかけがえのないところなのだと思った。子どもたちが集まってくると、教職員も「水を得たように」生き生きしてくる。それを見ると、「やっぱり学校であり続けたい」という思いを深くした。

5. 被災生徒の支援

こんな事態になって、被災した子どもたちが果たして入学してくれるか、在校生も卒業まで通い続けてくれるかと心配だった。

同窓会会長から「何か手伝えることないか」と言ってきてくれたので「被災生徒支援のためのお金が欲しい」と言った。PTAも教職員も出してくれて、できうる限りの支援をしようということで「被災救済支援制度」をつくった。おかげで一人も欠けることなく残ってくれた。

支援を一年で終わらせないということ、国にも県にもお願いしたい。震災自殺者も出ていて、とくに沿岸部は復旧も進まず、たいへんな事態は続いている。ウルスラ学院は世界とつながっていて、世界からも支援が届いた。子どもたちはグローバル社会で生きていることを実感したのではないかと思う。4月も揺れたが、その翌日一人の保護者が大きな

紙袋をもって、フランスからやってきた。中にはフランスの子どもたちからの日本の子どもたちへの応援メッセージが入っていた。子どもたちは勇気づけられた。モノはなくなったが、心は甦った思いがする。

何人の生徒が支援を受けているかというデータは、以下に述べる事情で年度末にならないと確定しない。

まず本校独自の生徒の支援だが、年度初めの4月に緊急支援として申請のあったご家庭に支援している。ただ半年経って難しいなと思うことがある。必要な生徒に必要な支援ということと、一方で他の生徒といかに公平を保つか、制度の知らせ方などに気を遣っている。

5月21日の新聞で政府公告という形で、私立学校の授業料を減免すると書いてあったが、県から正式に通知が来たのは7月29日、夏休み期間中だった。どうやって保護者に知らせるか考え、学校独自でよりわかりやすい表現にまとめ直して、全家庭に郵送した。書類を整えて県に出す締め切りは8月31日だったが、とても間に合わないので延ばしてもらった。9月16日が第一次締め切りとなった。罹災証明書の発行が自治体は人手不足で、簡単に出してくれない。未だに罹災証明書や失職証明書を待っているご家庭がある。政府の基準では半壊または保護者死亡などで授業料全額免除だが、第一次締め切りに間に合ったのは、幼小中で17.8%にとどまった。高校の方は2割を超えた。微妙な申請内容について問い合わせがあり、線引きなど実際はなかなか難しかった。たとえば、避難所で管理運営に当たられた当たるなど奮闘された方が2ヵ月後に亡くなった。過労によるという証明ができないで、別の申請になった。

高等学校等育英資金、昔の日本育英会からも被災者支援ということで、年額24万円を貸与するというのが来ていた。ただ子どもに借金を背負わせたくないという保護者もいて、県でも制度設計に相当悩んでいたようである。8月にあった説明会では、どういう場合が返済免除かという、保護者として最も知りたいことが未定であった。その後、高校卒業後すぐ就職した初年度の年収が300何十万円、大学進学した場合は卒業後すぐの就職すなわち4年後の年収できめるとなった。

高校生はこれまで長期休みは10日間しかアルバイトを認めていなかった。震災後は家計を助きたいなどの声があり、特例アルバイトの申請を受け付け、帰宅時間を担任や生徒指導の先生にメールを入れることを条件に認めることにした。

6. 今後の課題

交通手段が止まってしまい、ライフラインが機能しなくなったとき、自家発電はやっぱり必要だと痛感した。電力会社の電気が止まると普通の電話は使えない。携帯電話もこの自家発電で充電できた。これがなかったら、携帯も使い物にならない。

一斉メール配信もつくって送信したが、登録していない家庭もあのときは多くあった。結局一人ひとり、生徒相互の情報も聞きながら、携帯で安否を確認していった。

これからは、情報発信手段が停電などでやられたときはどうするか、やられないようにするためにはどうしたらよいかなど、考えて行かなくてはならない。

防災計画は一部修正した。今回生徒引き渡しに大変な思いをしたので、教員が「生徒引

き渡し緊急カード」をつくった。保護者には生徒引き渡しカードの必要事項を書いてもらったのだが、それを通してどういう風に迎えをしようとしているか、家族で話し合っほしいと言った。自宅が変わったら、また書いてもらう。それをもとに帰宅別・地域別に引率する教員も決めた。危機管理も学び直した。

新年度になってから体験から学んだことを反映した「防災訓練」もした。震災当日は夢中だったが、今回の訓練で、1000人の子どもたちの命がかかっているということを思って、身のすくむ思いがした。子どもたちの動きも全く違っていた。

当初は生きててよかったと言っていて、表に出ないが心の傷を抱えた生徒がいる可能性がある。県の心のケアについての研修会に、小中高それぞれの、養護教諭、カウンセラー、保健委員会担当の教員を派遣した。5月にはその伝達講習会を全員参加で行った。理事長の梶田先生は、阪神淡路大震災を体験された方で、教育心理の専門であることから、教員向けに話をしてもらった。教師は子どもたちを見る目を養おう、感じ取れる教員になろうと申し合わせた。とくに高校生はそろそろ疲れが出てくる、気力がなくなったりすることを感じている。阪神淡路の震災の記録を読んで、勉強になっている。高校の生徒指導研究会の話では、生徒たちは例年になく各学校落ち着いているということであったが、記録を読んで、まだこれからだと思った。

2011 生徒引渡し・緊急連絡カード

| | | | |
|------------------|-------------------------------|-----------------|-------------------|
| 生徒氏名 | | 男 女 | ステージ・コース 年 組 番 |
| 住 所 | 電話 携帯電話 | 保護者名 | |
| 通学方法 | 徒歩 自転車 送迎自家用車 バスのみ バス+() その他 | | |
| 緊急時 通学方法 | | | |
| 本校在籍 兄弟姉妹 | | | ステージ・コース 年 組 番 |
| (有 無) | | | ステージ・コース 年 組 番 |
| 緊急時連絡先 | | | |
| 引き取り者 | | 本人と の 関 係 | |
| 避難場所 (緊急時下校先) | | | |
| 引渡し日時 | 月 日 時 分 | 教職員名 | |

2011 生徒引渡し・緊急連絡カード

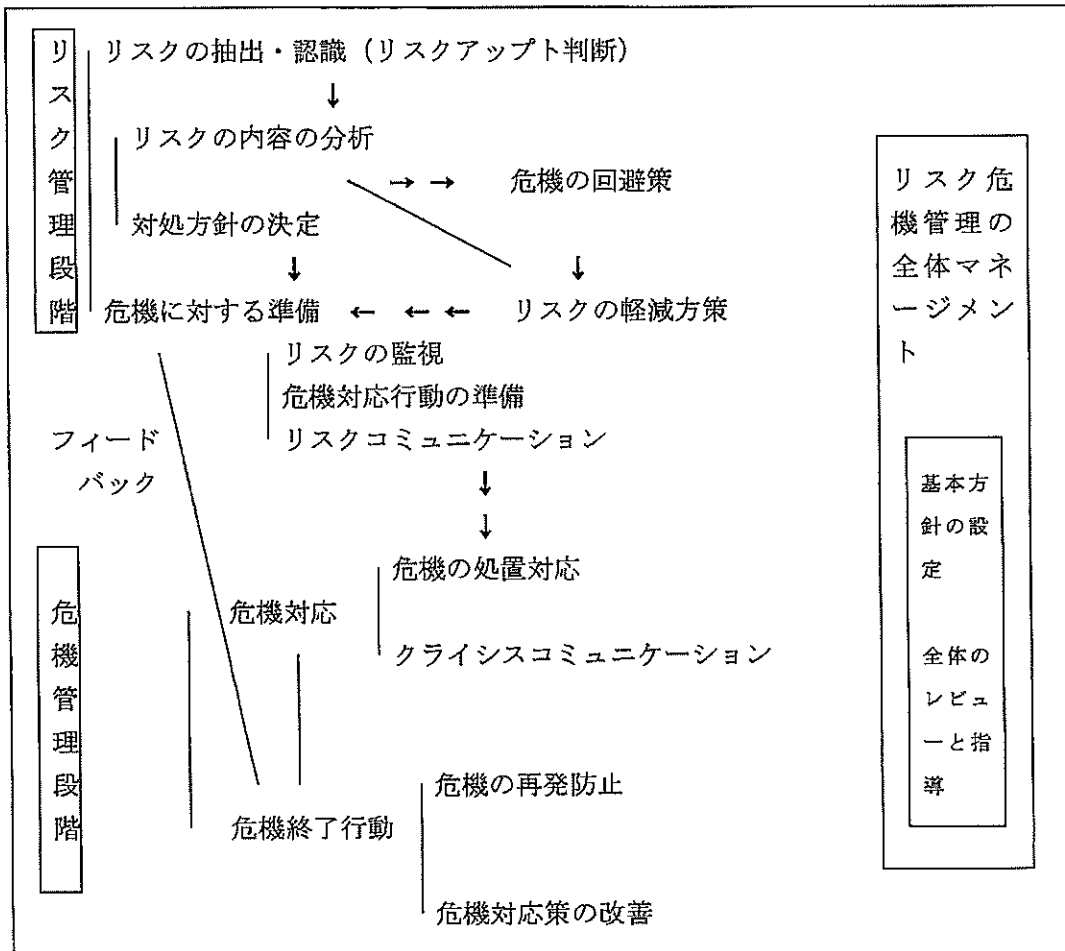
| | | | |
|------------------|-------------------------------|-----------------|-------------------|
| 生徒氏名 | | 男 女 | ステージ・コース 年 組 番 |
| 住 所 | 電話 携帯電話 | 保護者名 | |
| 通学方法 | 徒歩 自転車 送迎自家用車 バスのみ バス+() その他 | | |
| 緊急時 通学方法 | | | |
| 本校在籍 兄弟姉妹 | | | ステージ・コース 年 組 番 |
| (有 無) | | | ステージ・コース 年 組 番 |
| 緊急時連絡先 | | | |
| 引き取り者 | | 本人と の 関 係 | |
| 避難場所 (緊急時下校先) | | | |
| 引渡し日時 | 月 日 時 分 | 教職員名 | |

東日本大震災に関する本学院の動き

| 月 日 | 時刻 | 会議・開催行事等 | 内容等 | 会場 |
|---|----------------------------------|---|---|--------------|
| 3月22日 幼稚園 10時～ 11時ま で保育 SBなし | 8時40分 9時30分 ～16時 | 小中高 職員集会 各職場で復旧回復 作業開始 職員室 大掃除 | 安否確認と今後の 動き。未修得生徒 修了証書・通信票 の作成等も含む | アンジェラホ |
| | 10時～ 11時 | 建築打ち合わせ 会議 | | 一階会議室 |
| 3月25日 (金) 高校手続き 締切3時 | 10時 | 中高教職員朝礼集 会 | 本日の会議内容の 確認 | |
| | 14時30分 15時30分 ～18時 | 幹部会議 職員会議 | 新学年構成 新学年構成関係等 | |
| | 3月31日 (木) | 高等学校新入学説 明会・物品販売 特別志学Ty1と Ty2 | アンジェラホール。聖堂。 ↑↓人数による | |
| | 10:00～ | 尚志コース | 講堂 | |
| | 12:40～ 13:40 | 小中学校卒業証書 授与式 | 卒業生に校長から 授与する場とす る。 | 聖堂 |
| | 14:00～ 16:00 | 中学校 新入学説明会・ 物品販売 | | アンジェラホ ール |
| 4月1日 (金) | スクールバス運行 する。 朝は定時、帰りは11時小学校出発 | | | |
| | 木の下 8:40～ 10:00 | 修了式 離任教職員発表 心のケア | 教科書配布 | 講堂集合 各教室 |
| | 一本杉 9:30～ 10:30 | 修了式 離任教職員発表 心のケア | 中学校教科書配布 高校生は教科書購 入票の配布 | 講堂集合 各教室 |
| | 14時 | 教職員辞令交付 並びに法人出発式 | 23年度幼小中高 法人全員による | 聖堂 |

*単位未修得生徒には4月28日(木)12時までに修得すること。(担任より連絡)

リスク危機管理の標準的手法（一般的進め方）



危機管理段階

危機であるとの認識および危機管理の開始を宣する危機の認定に遅れないことが最重要である。

- ①危機は想定通りであることは希で、想定外のことがあるのが普通である。その場合実態に最も近いと思われる想定危機への対応方法を援用して、危機管理を開始する。
- ②災害や事故など危機であることが誰にでも認識できる場合は、認識した者は直ちに行動を開始する。これが初動である。救助活動の開始や各方面への連絡などは、決まっている方法によるので、全員がその動きについての能力を習得しておくこと。
- ③この後は、本格的危機対応として危機のコントロールや危機克服行動に入る。ただし、人により異なる認識が生じる危機については、校長による認定というステップを踏み、直ちに危機のコントロール等に入る。

危機管理を行う機能

①司令塔（ヘッドクォーター HQ）②最前線（危機対応に直接あたっている教職員）
③支援補助 ④予備

① HQ 司令塔

全体を統括し、危機管理行動が最適なものとなるよう誘導することにある。

- ◆情報を集め、整理し 配布する。
- ◆危機およびその対応の状況を俯瞰的に眺め、必要な決断や判断・指示等を行う。
- ◆危機管理行動における主導権を失わないことが重要であるので、次の手を繰り出す準備を行う。
- ◆危機をコントロールし、収束に導く方策を用意する。
- ◆教職員、児童生徒、保護者、その他の利害関係者、マスメディア等に対し、危機の状況、対応ぶり、対応計画などを説明し、理解や協力を求めるクライシスコミュニケーションをおこなう。

② 最前線

経験・知識・知恵などを総動員して、最善と思う危機管理の措置をとる。

③ 支援補助

最前線およびHQが危機管理行動をとる際の支援サービスや機材を提供し続けるそれらの付則や不備により危機管理行動に支障が起これないようにする役割である。

④ 予備

通常業務を行いながら、必要とされるときはいつでも危機管理行動に参加できるように準備する。

校長は、HQのトップを努めながらこれら全体をマネジメントする役割を担う。

危機管理活動により危機が収束した場合はそれを公式に宣し、後始末やフォローアップ、再発防止、危機対応経験のリスク危機管理へのフィードバックなどを行う

学校の危機管理とは、児童・生徒の生命の安全の確保や人権の保障と考える。そのために、「ひと・もの・こと」の視点で、危機管理体制の確保や点検が必要である。そして、本校が持っている課題や情報をそのままにせず「知識化」し、教職員で共有化することが大切である。

危機管理について

2011年8月15日

校長 伊藤 宣子

| | |
|-----------------------------------|---|
| クライシス (危機) | もともとは非常に深刻な事態を表す言葉であったが、現代社会では、もう少し軽く「困った事態」程度のものも含まれる |
| リスク | 危機になる可能性 |
| クライシスマネージメント クライシス管理 (危機管理) | 危機が起こってからのそれに対する対応措置 |
| リスクマネージメント (リスク管理) | 危機が起こる前の、リスクに対する取り扱いおよび危機に備えた準備的活動 |
| リスク危機管理 | リスク管理およびクライシス管理を一体的にとらえる考え方。危機管理及びリスクマネージメントを包含したもの。広義の危機管理及びリスクマネージメントと同じ |
| リスクアセスメント | リスクを分析し、評価することだけに限定して使うこともある。 |
| リスク分析 リスクアナリシス | 対象となるリスクの性質、その危険性の程度、リスクが発現し危機となった場合に見込まれる被害の程度や影響、リスクを取り扱う方法の選択しなどの分析を行うこと。 |
| リスクコミュニケーション | 危機になる以前に行うコミュニケーション。対象になるリスクの利害関係者、リスクが発現して危機となった場合に支援を頼む相手、危機の際に説明する必要がある相手などに対し、リスクの内容とその内容の理解の仕方、そのリスクに対する準備状況、危機において相手に期待する行動などについての情報提供、意見交換、事前の依頼などを行う。 |
| クライシスコミュニケーション | 危機になった後で行うコミュニケーション、その危機の利害関係者、支援者、マスメディア、監督者などへ危機に関する情報の報告・提供・説明、意見交換など |

リスクに囲まれた学校経営

| | |
|---------------|--|
| セキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> * 学校内の秩序の維持 * 外的からの防御 * 児童生徒・教職員の精神的安定 * 情報セキュリティ |
| セーフティ | <ul style="list-style-type: none"> * 災害（火災、地震、津波、風水害など） * 事件、事故（学内事故・事件、登下校時事故） * 健康崩壊の防止（インフルエンザ、食中毒）等 |
| 生存 | <ul style="list-style-type: none"> * 学校の統廃合、* 保護者の学校不信 * 教室の荒廃 * いじめ問題 * 校内沈滞ムード（やる気のない先生）など |
| 不都合回避 | <ul style="list-style-type: none"> * モンスターペアレンツ問題 * 周辺住民とのトラブル * 教職員の不祥事件（セクハラ、パワハラ等、） * 教職員の交通事故、飲酒運転、* 思想問題、 * 教育行政機関との諸問題、 |
| 新規事業 投資的活動 | <ul style="list-style-type: none"> * 学校の移転、* 新制度の開始 * 組織の大幅改変と業務の在り方の大変更 * 新しい行事の追加や廃止 |

リスク危機管理実施ための基本的考え方

1. 日常的に「報告・連絡・相談」の徹底化
2. リスク段階におけるPDCAサイクルを徹底シ、かつより高い次元のPDCAを行いスパイラル的に内容を向上させる。 マニュアル（チャート式）化へ
3. ミス、嘘、失敗隠蔽、他にないする責任転嫁がない組織体質のための努力。
制度や業務のやり方の変更、全体の体系化、訓練、人事異動、情報の流通化と透明性
4. タイミングの重要性、状況に対する支配力の重要性、
5. トップリーダーのリーダーシップ（裏付ける勘、経験、冷静さ、決断力）

傍線部 新たに23年度に添加したもの

第1章 総 則

（目的）

- 第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校の防火管理業務について、必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

- 第2条 この計画に定めた事項については、聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校に在学する者、及び勤務し並びに出入りするすべての者（以下「学校関係者」という。）に適用するものとする。

（管理権原者及び防火管理者の業務と権限）

- 第3条 管理権原者は、聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校の防火管理業務について、すべての責任をもつものとする。

- 第4条 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わない。

- 第5条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主点検の実施と監督及び防火管理基本台帳への記録
- (4) 防火用設備等の法定点検・整備及び安全対策の樹立
- (5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取り扱い指導、監督
- (7) 児童、職員に対する防災教育の実施
- (8) 防火管理業務従事者（火元責任者）に対する指導、監督
- (9) 管理権原者に対する防火管理に関する助言及び報告
- (10) 防火防止対策の推進
- (11) その他防火管理上必要な業務
- (12) 防火管理業務以外の、地震・津波その他の災害に関わる防災業務

1

- 第6条 防火管理業務の一部受託者

- (1) 委託者からの指揮命令
委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。
- (2) 委託者への報告
受託者は、委託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。
- (3) 防火管理業務の委託状況 [遠隔移報]
別添「防火管理業務委託票」のとおり。

（消防機関との連絡）

- 第7条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）届出
- (2) 消防計画の作成（変更）届出
- (3) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続

- (4) 消防用施設等の点検結果の報告
- (5) 教育訓練時における事前通報及び指導の要請
- (6) 消防機関への報告または届出した書類及び防火管理業務に必要な書類を掲載した「防火管理基本台帳」の整備、保管
- (7) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第8条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を設置する。委員長は学校長とし、防火管理者をはじめ学年主任及び各部門の責任者をもって別表1の通り指定するものとする。委員会の開催は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月（第一水曜日）に、臨時会は委員長が必要と認めたとときに開催する。
これとは別に、危機管理委員会を設置し、その中に防火委員会を含むものとする。

理事長——法人事務局長——校長——副校長——防火管理委員会

(防火管理委員会の審議内容)

第9条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事。
- (2) 児童、生徒等の人命安全に関する事。
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 日常の火災予防組織及び自衛消防組織の編成に関する事。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事。
- (6) 震災対策及び危機管理対策に関する事。
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事。
- (8) その他防火管理上特に必要とする事。

2

(火災予防上の点検)

第10条 日常の火災予防を図る組織

- (1) 日常の火災予防を行う組織及び業務は、別表2のとおりとする。
- (2) 「別表2」は、各職員に配布し、周知する。

(火災予防上の点検)

第11条 自主点検は、防火管理者等が日々行い、その結果を、「防火管理基本台帳」に定める「自主点検票」に記録するとともに、防火管理者はその結果を管理権原者に報告するものとする。

第12条 消防用設備の法定点検は、点検業者 能美防災 に委託し、次のより行う。

(1) 消防用設備等点検実施日

| 点検種別 | 機器点検 | 総合点検 | |
|------|-------|-------|--|
| 点検時期 | 8月・3月 | 8月・3月 | |
| | (年2回) | (年2回) | |

- (2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施に立ち会うものとする。
- (3) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告しなければならない。
- (4) 点検結果については、3年に1回 3 月までに仙台市 若林 消防署に報告するものとする。

第3章 火災予防上の遵守事項

(教職員の守らなければならない事項)

第13条 聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校に勤務するすべての者は、日常勤務を通じて各種災害を阻止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消火用設備等の周辺には、装飾はせず、また消火器は、指定場所以外に移動しないこと
- (3) 防火シャッターの降下位置または、防火戸の開閉ラインには、障害物を置かないこと。
- (4) 本計画に定める災害発生時における自己の任務分担を常に認識すること。
- (5) 放火防止に努めること
 - ア 巡回による建物内外の整理整頓の実施
 - イ 休日・夜間における敷地及び建物への出入り口の施錠
- (6) 校地内では喫煙をしないこと。
(ただし、一箇所青空喫煙所を設ける。場所は、二号館南側とする。)

(火気使用の遵守事項)

第14条 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 危険物は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (5) 火気設備器具は、指定された場所で使用するとともに、器具等の本来の目的外に使用しない。
- (6) その他、火災予防上特に必要とすること

(学校施設を利用するものの遵守事項)

第15条 聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受けるとともに、防火管理責任者及び自衛消防組織を編成し届け出ること。
- (2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品は置かないこと。
- (3) 廊下及び階段は、避難時に、つまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。
- (4) 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるようにしておくこと。
- (5) その他火災予防及び人命安全上特に必要な事項

第4章 自衛消防組織と活動

(自衛消防の組織と任務分担)

第16条 聖ウルスラ学院英智小中学校（一本杉キャンパス）／高等学校の自衛消防組織として校長を自衛消防隊長とし、別表2に示す任務分担により自衛消防隊を別に指定する。

- (1) 自衛消防隊の装備及び保管場所並びに点検整備は、以下の通りとする。

| 装備機材 | 数量 | 保管場所 | 備考 |
|-------------|----|----------------------------|----|
| 消火器 | 65 | 別紙配置図 | |
| 避難器具 昇降機 | 5 | 3階 (2) 4階 (2) 5階 (1) | |
| 携帯用拡声器 | 3 | 職員室隣倉庫 | |

(避難経路図等)

第17条 自衛消防隊は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び避難経路を明示した避難経路図(別表3)を作成し、学校関係者全てに周知徹底させなければならない。

(自衛消防本部)

第18条 自衛消防隊本部は、キャンパス全体に緊急放送をすることができる職員室に設けるとともに、自衛消防隊長・副隊長及び指揮班により構成する。

- (1) 自衛消防隊本部には、防火管理基本台帳等の関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報・連絡)

第19条 火災発生時における通報・連絡は、次により行うこと。

- (1) 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに「119番」に通報すること。
- (2) 放送設備等を活用し、放送例文は別記1により全校に連絡する。
- (3) 火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防本部に通報する。
- (4) ぼやで消えた後でも、消防機関へ通報する。
- (5) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者・防火管理者へ連絡する。

(初期消火)

第20条 初期消火担当は、火災発生の覚知と同時に発災現場へ急行し、消火器・屋内消火栓を使用し消火活動を行う。

(避難誘導)

第21条 避難誘導は次により行うこと。

- (1) 授業中に校内で出火した場合
 - ア) 授業担当者は授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
 - イ) 出火場所にかかわらず全生徒を所定の安全な場所に避難させる。
 - ウ) ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わせないようにする。
 - エ) 出席簿を持ち廊下に整列させた後、避難を開始する。なお、教室などに残留生徒がいないことを確認する。
 - オ) 廊下、階段では「押さない」「走らない」「しゃべらない」を励行させる。
 - カ) 校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊長に報告する。
- (2) 休み時間中に校内で出火した場合
 - ア) 学級担任は自教室へ直行し混乱を防止するとともに、出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
 - イ) 学年主任は、校内の生徒が残留する恐れのあるトイレ・体育館等に直行し生徒を集め安全に避難誘導を行う。
 - ウ) 校庭の集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに、自衛消防隊隊長に報告する。
- (3) 授業中に隣接建物より出火した場合
 - ア) 学級担任は、火災を覚知した場合、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の命令により所定の場所へ避難する。
 - イ) 所定の集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに、安否を確認した上で、自衛消防隊長に報告する。

(安全防護措置)

第22条 安全防護担当は、火気使用設備器具及び建物について次の安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖
- (2) 食堂及びガス栓のある場所のガス栓の閉鎖。ただし調理室や理科室は各教科担当者が閉鎖する。
- (3) 危険物取り扱い設備器具の燃料供給停止措置
- (4) その他安全防護上必要な措置

(応急救護)

第23条 救護担当者は、次により応急救護を行うこと。

- (1) 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- (2) 救護班員は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり速やかに負傷者等を病院に搬送できるように適切な対応をする。
- (3) 救護班員は、負傷者等の住所、指名、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録するものとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第24条 自衛消防隊の活動範囲は、本学校法人管理範囲内とする。

- (2) 近隣の建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき行動する。

(休日・夜間の防火管理体制等)

第25条 休日・夜間の防火管理体制については、次の通り確実にを行うこと。

- (1) 同和警備株式会に委託し機械警備体制とする。
- (2) 休日・夜間においては、施設内の職員全員で次の初動措置を行う。
 - ① 火災が発生したときは、直ちに消防機関に119番通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により、関係者に速やかに連絡する。
 - ② 消火器・屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。
 - ③ 火災発生場所により、避難方向、経路等を的確に判断し、避難誘導を行う。
 - ④ 全員の避難を確認した場合は、当直責任者に報告すること。また、消防隊が現場に到着した場合は、避難を確認できない者の状況等を明確に報告する。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第26条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 備品などは、壁や床に固定する転倒・落下防止措置
- (2) 窓ガラス等については、落下、飛散防止措置
- (3) 火気設備器具等からの出火防止措置
- (4) 危険物品の流出、漏洩防止措置

5

(地震に備えての準備品)

第27条 地震に備えて次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- ① 医薬品
- ② 携帯ラジオ
- ③ メガホン
- ④ 懐中電灯
- ⑤ ヘルメット
- ⑥ その他必要なもの（備蓄用飲料水・食料等を含む）
- (2) これらの備蓄場所を中央館1階事務室隣接倉庫とし、毎月1回(1日、休日の場合は直近日)定期的に点検整備するものとする。

(地震後の安全措置)

第28条 地震発生直後は、身を守ることを第一とし、校内放送などにより在校者などに対し、適切な指示を与える。また、以下の措置を講じる。

- (1) 火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行う。
- (2) 地震終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、管理権原者・自衛消防隊長に報告し、応急措置を行う。
- (3) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(震災時の活動)

第29条 震災時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 情報収集等
- ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行い、混乱防止を図るため、必要な情報を職員等に知らせる。
 - イ 建物内外の被害状況を把握し、関係防災機関(消防署、市役所、区役所等)と連絡を取り合う。
- (2) 避難誘導等
- ア 児童、生徒等の混乱防止に努め、自衛消防隊長から避難命令があるまで、壁際など安全な場所で待機させる。また、安否を確認し、自衛消防隊長に報告する。
 - イ 指定避難所に誘導するときは、指定避難所(南小泉中学校)までの順路、道路状況、地域の被害状況について、職員等に説明する。
 - ウ 避難は、防災関係機関の避難命令または自衛消防隊長の指示により行う。
 - エ 情報伝言板等の掲示により、避難場所等を明確にすること。
- (3) 近隣町内会(自主防災組織)等との連携
震災時の活動は、近隣の地域と連携を図り相互協力し、活動すること。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第30条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

| 対象者 | 実施時期 | 内 容 | |
|---------------|-----------|--|--|
| | | 教職員に対するもの | 生徒に対するもの |
| 生徒並びに 全教職員 | 6月 12月 | (1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 火災発生時の対応及び任務分担 (4) 震災時の対応及び任務分担 (5) その他火災予防上必要な事項 | (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識について (2) 地震の発生する要因について (3) 煙及びガス等の危険性について (4) 火災を予防するための基礎知識 (5) 避難方法及び避難訓練の重要性について (6) 学校周辺の地理的状況について (7) その他の火災予防上必要な事項について |

6

(訓練の実施時期及びその内容)

第31条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

①訓練の内容

| 訓練の種類 | 訓練内容 |
|---------------------|-------------------------------|
| I 消火訓練 | 消火器具の取扱要領の習熟 |
| II 通報訓練 | 関係防災機関(消防署、市役所、区役所等)への通報要領の習熟 |
| III 避難訓練 | 避難誘導要領 避難器具の設定要領の習熟 |
| IV 消防用設備等の 取扱い訓練 | 消火栓等の消防設備の取扱要領の習熟 |

②訓練は①のI～IVのいずれか、若しくはこれらを総合的に実施する。

(訓練の実施計画書の報告)

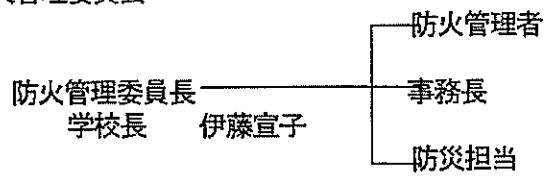
第32条 防火管理者は、防火訓練を実施する場合は「消防訓練実施(計画)報告書」
によりに仙台市若林消防署長に報告するものとする。

付則

この消防計画は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

防火管理委員会



平成22年度 小・中学校 卒業式

(東北・関東大震災2011年3月11日2時46分)

総練習その後同窓会入会式の後

2011年3月12日10時～ → 2011年3月31日12時40分～

打ち合わせ会議3月30日10時より

3担任、佐々木、校長、副校長、

会場 講堂 に変更

大震災(マグニチュード9.0)で19日間の不安と困難を乗り越えた児童・生徒が、卒業という人生の節目に遭遇したこの体験を、これからの成長のエネルギーにしていくことができるように精一杯思い出に残る形を準備したい。

児童生徒は勿論、保護者の皆さんも出席できるように配慮もしたい。

被災地に向けたスクールバス運行 佐々木恵さんに連絡

聖ウルスラ学院小学校同窓会会長の祝辞

卒業証書授与式次第とその動き

みことばの祭儀

聖歌斉唱

聖書朗読 校長 ◆校長は、ここで登壇し聖書を朗読し壇上にて待つ

卒業証書授与

表彰 精励賞 授与 総代 武田君

式辞

◆式辞後ここで校長降壇

祝辞 和田様

卒業の歌 卒業生の決意の言葉 (長谷山君6年生、000さん9年生)

保護者の言葉 「娘よ、息子よ」そして「謝辞」 6年生9年生代表保護者

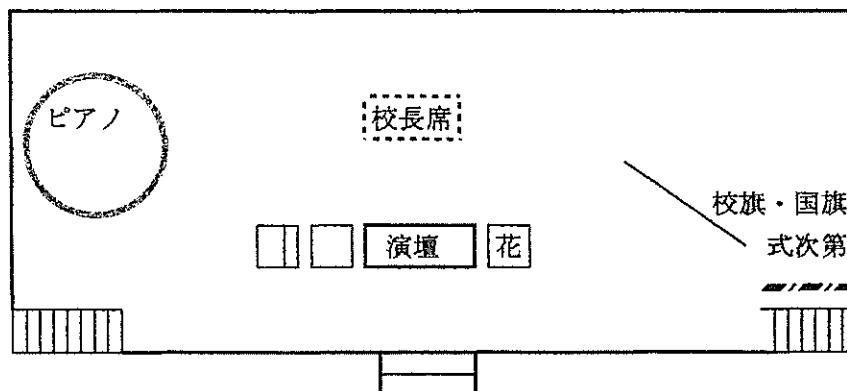
閉式宣言と光の授与

これを持ちまして聖ウルスラ学院英智小・中学校卒業式をおわります。

卒業生は、

この人生の節目に、それぞれが決意した「志の光」を持って前進します。

保護者のみなさま、卒業証書を持つこの子らに、祝福の盛大な拍手を贈ろうではありませんか。



平成23年度年度始めの行事について考察と確定

3月28日発

| 月日 時刻 | 予定行事内容 | 幼 前 後 | F S 前 後 | T高 前 後 | 内 容 |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------|------------|-----------|--|
| 4月1日 予定通り? | 教職員 始業の集い | 4月4・5日9時～ 新任研修会実施 | | | 学校法人全教職員参加による 辞令交付 理事長訓辞 |
| 4/7木 4/9土 ↓ 4/14木 4/16木 | 始業式 入学式 ◆ | | * | | 1年7年生・在籍児童生徒代表 36+70=106 (在校生10名くらいか) 7年生移動せず木ノ下で |
| 4/11月 ↓ 4/18月 | 始業式 ◆ 入学式 | * | | * | コースクラス (T高校生) の始業 式に7年生を迎え紹介 276名生徒 |

考察1 < 予定どおりで実施するための施策 >

小学生は学校開設可能 (1/3がスクールバス通学と送迎車通学?)

スクールバスを拠点運行・・・スクールバス企業に要請確認

◆考察2 < 被災による空白2週間、通学手段機能の回復期間1週間の延期 >

* 夏休み期間の生徒休業日を1週間を短縮する。(夏休みの短縮で教育課程の遅れ回復を図る。)

* 教職員は本日より通常勤務とし教育力の更なるアップを図り、児童生徒を迎えてからの学校生活を濃いものにするための諸準備を行うこととする。

* 尚、木ノ下キャンパスはこの間学童保育は4月1日より開始。拡大学童保育を考慮する必要性の考察

* 授業開始など行事の建て直し作業と確定

学習環境の整備

コース教室、ステージ教室配置の確定と発表、下駄箱の確定 (教務部長)

教室確定 机椅子の確定と購入、黒板・白板の準備及び購入

選択室、特別室の確定と設え。ブラウジングルームを選択室

図書室の回復、多目的ホールを福祉実習室兼選択室として設置準備

クラス分けの資料提供と作業・報告受け・確定。

学力試験の実施予定の発表

広報室を2号館2階へ、広報室は家庭専門学校同窓会室とする。

駐輪場の整備と確定 (生徒指導部長)、駐車場の整備と確定 (新任教職員のため) 法人事務局

● 通学路の確保 (修道会との具体交渉・・・法人に要請)、

● 被災者に対する救済のありかた。(被災者調査の報告を本日9時校長に提出)

校長被災地訪問現地確認 (本日4/28) 法人事務局長に依頼

2011年3月11日2時46分
東北・関東大震災マグニチュード9 大津波15メートル(場所によっては33メートル)
西暦 869年 貞観大津波と同規模震災
5キロメートル浸水・内陸部へ
(石巻は8キロメートル、名取・岩沼は6キロメートル)

平成23年度 聖ウルスラ学院英智の学校教育

教育経営の核

大震災を乗り越えて、今こそ「希望の志教育」を実現するために

校長 伊藤宣子

記 4月2日

- 1、建学の精神に則りキリスト教を土台とした「人間成長の教育」と「確かな学力向上の教育」
- 2、学校経営（財務経営と教育経営）のより良い方向性を維持向上させるために、本校志願者及び入学者の質・量の向上を図る。
- 3、叡智を育むことによる「志の教育」の成果が、魅力ある学校づくりをもたらすことを実証するために次の5点を実現しよう。

「やる気・本気・元気」を育もう

「伝統に根ざした爽やかな力強い前進」を実現するために

- ① 進学実績の更なる向上・就職内定率の100%維持（12年間一貫教育の成果としての18歳の志）
- ② 「確かな学力向上」のための学習指導法の工夫改善を更に進める（スパイラル方式の教育研究と実践による結果責任・・・カリキュラムマネジメント）
- ③ 児童・生徒の家庭学習時間を十分確保し学習内容の充実を図る
(家庭と学校の連携教育 基本的生活習慣の育成)
- ④ 「信・望・愛」に裏付けられた叡智教育の3つのキーワード「自由」「挑戦」「志」（ファースト・セカンドステージ版「愛を実行する子ども」「力強い子ども」「進んで学習する子ども」「世界の兄弟と手を繋ぐ子ども」）が納得・本音・実感できる児童・生徒を育成
- ⑤ 創造的な仕事を楽しむ切れ味のよい教師集団

聖ウルスラ学院英智小・中学校、高等学校
児童・生徒のみなさんと保護者のみなさま

聖ウルスラ学院英智小・中学校、高等学校
校長 伊藤 宣子

「東日本大震災」発生から1ヶ月が経ちました。親愛なるみなさん、いかがお過ごしですか。今日は、本来ならば始業式入学式が行われる日でした。

あの日から度重なる余震に戦きながら神様の愛にすがる思いで祈る自分があります。しかし、この間に、今までの当たり前な生活を見つめ直すことを余儀なくされつつ、実は当たり前と言うことは一つとしてないことに気付き、そのありがたさに心から感謝する自分を確認できた日々でした。大津波の被災地をめぐり歩き、想像を絶する被災状況にただただ涙が頬を流れ、敬虔な祈りを捧げる小さな存在としての自分に向き合うだけでした。

しかし、1ヶ月目の今日 わたくしは、わたくしの人生の中に自然災害に立ち向かう経験の中に希望との出会いがあったことを、そこから何が必要かを考える知恵が身に付いている自分が確認できました。幼いとき大雨に浸水した我が家の、そして地域社会の人々の逞しい復興作業の光景。わたくしが中学生の時、チリ地震津波を被災者として実体験しました。宮城県沖地震を学校で生徒とを共に体験し、一人息子の待つ実家に、同方向に帰宅する同僚とともに戻り被災者としてライフラインの復興までの苦難生活を体験した時。二児の母であった私と実母を襲った七夕豪雨の時、それはわたくしの平和教育（3ヶ月に渡る特別企画NHK取材番組）の放映の日のことでした。これらの自然災害を経験する中で、被災者としてのマイナス経験は、人間の力を越えるそして超自然的な存在を思う敬虔な祈りを実感することが、そして人々のあたたかな強い心を確認させられる体験に変わる不思議さを実感させられるプラス体験にも成りうると気付かされた自分を思い出します。それらの被災体験から常に思うことができました。「我的世界と我々の世界でより強く生きる力が育成させられる人間の成長力です。」

受けとめがたい悲しい被災事実のなかに生活している本校の仲間がいます。知人の悲しい被災事実を聴くことで悲しい被災体験を、さらには情報社会の中に様々な体験を追体験しながら、その中であなたは何を思っているのでしょうか。この事実を貴方はどの様に心に刻み活かそうとしているのでしょうか。情報をスクラップ化して史実を残す作業に入っている人もいることでしょうか。様々な人々の論説を読み又その考えを分析してみようとしている人もいることでしょうか。あるいは災害ボランティア活動をすることで行動している人もいることでしょうか。この史実を真っ向から受けとめ、今自分ができる最高の生き方を実践して学びを進めている人もいることでしょうか。

間もなく、親愛なるみなさんに再会する始業式・入学式が訪れます。みなさんの40日間の苦しい悲しい生活の中で、自主的な自律した自分との向き合う生活は、人間としての大きな成長があります。

大きく成長した親愛なるみなさんに再会できる23年度始業式と入学式の日を楽しみに待っています。

肉親を失った悲しみや住み慣れた家を失った辛さ、それらを多くの人々が共感し、また社会の様々な領域への震災の影響や対策を日本国中、世界中のみんなで考えている今、人生の価値観が変わりつつあります。まさに、歴史の転換点にいるようです。つまり、新しい時代が始まるのです。その担い手の中心となるのは、児童生徒の皆さん、あなたたちです。

まもなく、始業式・入学式が行われます。震災からおよそ40日間のこの日々を、自主的に自律的に生活して一回り大きく成長した皆さんと会える時を待っています。

責任をもって一人ひとりに「力」をつける

梶田 叡一 先生のことばより
「教室の窓」東京書籍

いよいよ新しい学習指導要領が全面実施となる。各教科の新しい教科書も内容が増え、また高度なものになっている。これでやっと、欧米だけでなく、近隣の韓国、中国、シンガポール等々と内容的に見劣りしない学校教育となる。

「基礎・基本の習得」を土台とし、それを「活用」する力を育て、その上に立って「探求」する力、「創造」する力を身に付けさせていかなければならない。「反復練習」だけとか「問題解決学習」だけといった「一点豪華主義」的な教育活動ではなく、単元としてのまとまりの中で、多様な活動をどのように組み合わせて総合的な「確かな学力」の形成を図っていくか、が問われている。一人ひとりが自分なりに学びを進め、一人の「落ちこぼれ・落ちこぼし」を生むことなく、誰もが期待される学力基盤を持ちながら、その子なりの「青天井」の個性的知性をはぐくんでいく、という教育の在り方が求められている。教師は当然、学校現場に関わりを持つ者の全てが、気持ちを新たに組み組んでいきたい者である。

校長 伊藤 宣子

「確かな学力」の背景

基礎・基本にきちんと裏打ちされたより高度な思考力や表現力という意味合いが込められている。「生きる力」の一つの柱として、本来の習得と探求の両面を持つ「学力」の理解のために「確かな学力」をスローガンにしたのである。

学校は一つの生き物だ。一つの傷で体全体が不調になるように、一カ所に問題があるときは全体に問題があるときであり、逆に一カ所の問題が全体に拡大することもありえる。それを防ぐのが学校を変える作業である。その作業はバラバラではなく、繋がった努力をしなければならない。

4月からの小学校教科書は国語・理科・社会・算数でページ数が2～4割増加しているが、これを従来のようにページごと全部教えていくとしたら、授業時教が増える以上に授業のスピードアップさせなければならない。その場合は「落ちこぼれ、落ちこぼし」の座宇内を招くことに警鐘を鳴らさなければならない。そもそも教科書は、全国どこでも使用できる一般性や共通性を持ったものとして編纂されており、学校現場は「学校や地域、児童生徒の実態、各教科等・学習活動の特質を考慮して、教科書をカスタマイズする責務を負っている」。よって教科書が厚くなるということは、逆に各学校が主体性を発揮するチャンスだととらえることもできる。改めてクローズアップされるのが、教科書「を」教えるのではなく、教科書「で」教えることの重要性である。とりわけ厚くなる教科書で教えるためには、学校の判断と責任で*単元に軽重をつけると*指導の順序を入れ替えること*合科的・関連的な指導一が不可欠となる。単元に軽重をつける中で、児童生徒の興味・関心

大震災の当日朝、3日前の地震を振り返り管理職打ち合わせ会議を行なった。

平成23年度聖ウルスラ学院英智小・中学校卒業式を明日に控えて卒業式総練習そして小・中学校同窓会入会式を終え、関係職員との打ち合わせ直後の校長室で不気味な大揺れを感じ職員室の緊急マイクの前に走るが火災報知器が作動し、生徒たちへの指示放送は入らずあまりの大揺れに体も揺さぶられながら、持ち前の大声で避難広場に移動を指示しながら火災報知器が指示する火災現場体育館に直行、扉を開けたとたん体育館から出ていく生徒の後ろ姿と天井が崩れ落ちる爆音、気を取り直し火事現場と直感する教官室へと必死の思いで入り込む、そこには燃え上がる寸前の達磨ストーブ、「必死の思い」とはこのことであろう夢中の消火行動にでた。体育館を出て避難広場に直行。校内の全生徒374名を確認。エレベーター内に閉じこめられた生徒の確認、保健室、その他全ての教室に残留生徒無し。「374名います。」凜とした教師の声である。教職員の連携に感動する。校外のテニスコートでの生徒活動の確認し、校内に移動を指示し伝令する教員を派遣する。この間、揺れの特徴を分析し集まっている生徒に地面に腰を下ろすことを指示し、運命共同体であることと相互の信頼関係が、被災行動力の大きなエネルギーに成ることを論ず。保護者が生徒を迎えに来校する。迎えに来た保護者に住所を確認、津波地域を確認しつつ校内残留組と帰宅組に分け、残留組には講堂に入ることを求めつつ、津波が若林区役所に到達したというラジオニュースの判断に地域地理が浮かぶ。若林区役所を、そして本校校地を囲む七郷堀、六郷堀は伊達仙台藩政時代に農業用水路として舟水路として活用され今も農業用水路として活用されている。この水路は広瀬川が名取川に合流し太平洋に注ぎ込むのであるから、大津波による水位の観測はあり得る。しかし、その動きは大津波襲来の現実化とは成らなかつた。余震はなりやまず、夕暮れ、雪舞う寒さ、屋内避難の急務となる。生徒保護者教職員総数120数名を落下物から身を守れる屋内場所として講堂を確定。県庁総務部総務課私学文書課に電話する。「公的避難所でないが、避難民生徒保護者教職員そして地域住民避難通行人など講堂に避難している。助けてください。」と夢中で懇願する。(翌々日総務課長が本校避難所を見舞ってくださったことには頭が下がった。)この大震災の指揮を執るエネルギーは、遠く離れた地から送られる理事長の明快な指示であった。そして、信望愛の心のエネルギーであったと振り返る。

地震発生から木ノ下キャンパスとの連携確認をしつつ、この時、校長、木ノ下キャンパスに向かう。学童保育の子どもたちで保護者が迎えにこれていない子どもたち5名が、スクールバスの中で暖をとり避難食品をほおぼっていた。「校長先生、ほら、お星さんがきれいだよ。」この子どもの声には私は、熱い涙があふれてきた。緊張の中にいる子どもが、美しい心で慰めてくれた。人の力で話すすべもない恐ろしい自然の力、しかし、美しい自然が人々の心をよみがえらせてくれる。子どもたちの思いやる心・微笑む心・ささげる心の美しさが、愛おしくてうれしかった。保護者の迎えに安堵して別れを告げて帰宅する子どもたちと教職員に別れ、再び避難所としての一本杉キャンパスに戻る。教職員と校舎建築中の工事現場から自家発電機、灯油ストーブを借用できる。吹奏楽部の楽器用毛布を避難場所に運び込む。寮生徒たちの避難先でのようすが情報として届く。現地避難状況判断により学内の避難場所へ移動させる。教職員により寮から食料品、調理器具を避難講堂に運び込む。寮は住める状態ではないとの被災状況報告を受ける。教職員の私有車を公用車として借り上げたうえで、運転業務を命じ、保護者と連絡の取れた避難生徒を、親元に届け

改めて工事業者と共に校内施設設備の被災状況の確認。なんと被災回復工事見積総経費6800万円。人災がなかったことを思えば、と慰める。早くに元気な学校に生徒たちを迎えたい。

3月28日(月)全職員出勤日とし、教職員はその間、自宅の被災対応をすることとする。ガソリンがない公共交通機関が動かない。全く足のない日々である。教職員の疲労が気になる。少しは休んでほしい。震災翌日の卒業式が出来ずじまいで、卒業式会場だけがじっとその日を待っていてくれる。「3月31日に卒業式をします。4月1日に終業式をします。」校長の決断の時を証した。「校長、生徒と保護者の足がありません。」「では、足を準備しましょう。スクールバスを足として配車しましょう。」避難生徒を送り届けた実績がある。吾ながらあっぱれな決断であった。「小・中学校入学式は4月16日、高等学校の入学式は4月20日です。足がなければ、足となるスクールバスを配車します。」4月7日震度6の余震が津波警報と共に再び襲った。学校に出向くと町内会に響き渡る学校の火災警報の放送。町内会の人々が心配げに迎えてくれた。防火扉が下りたことによる誤報であったことを皆で確認。一人の教員が学校に出勤。これには感服する。翌日、フランスの姉妹校サンジェルマン国際学校の保護者が、児童生徒が書いた応援メッセージの絵画を60枚もの数の作品を届けてくださったことに感謝でした。他にもアメリカ合衆国の3つの聖ウルスラ修道会経営の学校から義援金が届けられた他、世界の方々、国内の方々から大きな支援の言葉・義援金・支援物資が届けられました。こどもたちは、ささげる心・思いやる心・微笑む心の大切さを実感させていただいたようである。4月10日、大震災から30日目、児童生徒と保護者の方々に、私の思いの丈を届けたいとHPを通して発信した。「HPの前文」

4月15日、16日、4月20日、始業式、入学式と4回の式典行事には、いつもとは違う気合いが入る。全てが良かった。すべてが良かったとしよう。ミッションスクールの意義が明確化した。ビジョンが明確になった。きょういくのミッションを燃えたぎらせよう。教職員は、天性の教師たちであった。生徒たちとの出会いは、水を得た魚のように、教師たちを生き生きとさせていた。子どもたちも学校が心のオアシスにでもであったかのような生き生きとした顔を作らせている。しかし、表情の中に心配な子どもたちも確かにいる。「あんなにすごい大震災だったのだから、時間はかかるよ。焦らないであなたの心の声を聴かせてほしい。じっと待っているよ。」「心のケア」について、全教職員が知らねばならぬと、研修会に養護教諭・スクールカウンセラーを派遣。伝達研修会を5月6日開催、理事長梶田叡一先生の基調講演で始まる伝達研修会を5月6日開催し、全教職員で子どもたちの未来に向けて使命を果たす教師でありたいの願いを確認しあった。

建築工事が気になる。

平成23年5月25日

保護者各位

聖ウルスラ学院英智小・中学校
聖ウルスラ学院英智 高等学校
校長 伊藤 宣子

学校における防災危機管理について（お知らせとお願い）

新緑の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

この度の父母教師会総会において、保護者会員の皆様から頂いた学校教育への温かなご理解とご協力の思いを心より感謝申し上げます。更には、学級懇談会において、寄せられましたお声を真摯に受けとめ応えるべく教職員一同と共に取り組んでいく所存です。

さて、学校では、この度の震災体験を様々な角度から見直し、学校防災危機管理の検証作業に入り、対応を進めております。学校法人として、自家発電機、ワンセグテレビ、衛星携帯、その他防災用品の検討と購入設置保管など対応を開始いたしました。また、今回使用した防災の消耗品や備蓄食料品につきましては、父母教師会の関連予算をも、早速執行させていただき手配をいたしました。

学校防災危機管理の検証作業の中で、保護者の皆様には是非ご協力いただきたいことを、確認いたしました。危機管理の観点からその趣旨をご理解いただき、下記内容をご承認いただけますようお願い申し上げます。

記

- (1) 学校から提案いたしました「緊急一斉メール配信」へのご登録
現在登録率は %となっております。危機管理上、皆様の高登録率を実現したいと願っております。登録方法は、書面にてお知らせ済みですが、お問い合わせにお応えいたします。（電話022-286-3557）
- (2) 「緊急一斉メール配信」 テスト配信の実施
試験的に配信させていただきます。ご確認をお願いいたします。

試験配信の日時 平成23年5月 日（曜日）
- (3) 「生徒引渡し緊急連絡カード」へのお書き込み
現在、個人調査票に書き込んで頂いておりますが、災害時の非常持ち出しができるように、全校一斉に同じ書式で簡潔にかつ利用度の高いものとなるように作製いたしました。お子さまを通してお渡しいたしますのでお書き込みをお願いします。
- (4) 防寒アルミシートの購入
今回の震災では大変寒く、避難が長引けば大変なことになるころでした。そこで、全校生徒分を一括購入し（一人一枚 円）、お子さま卒業時に返却する。経費は、お子さまの副教材費の引き落とし時に合わせて銀行口座引き落としとして徴収させていただきますようお願いいたします。
- (5) その他、校内防災訓練の充実